

公益財団法人 日本通運育英会奨学規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の貸与およびその手続等について定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学生は、学校教育法による大学、短期大学および高等専門学校に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら、学資の支弁が困難と認められた者とする。

(貸与金額)

第 3 条 本会は奨学生に対し、つぎの区分による金額を貸与する。

		(月額)
区 分	貸付額	貸与金額 (一律)
大 学		30,000円
短 期 大 学		20,000円
高等専門学校		15,000円

(奨学資金の利息)

第 4 条 奨学資金は無利子とする。

(貸与期間)

第 5 条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

(貸与の申請)

第 6 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、その年の4月20日までに、奨学資金貸与申請書（様式第1号：本人写真貼付）につき書類を添付して本会に申請しなければならない。

- (1) 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書
- (2) 直近の学業成績証明書

(3) 在学証明書

(4) 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

(奨学生の決定)

第 7 条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の貸与)

第 8 条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に貸与する。ただし、採用初年度は7月および10月とする。

(借用証書等の提出)

第 9 条 奨学生採用の決定通知を受けた者は、連帯保証人と連署のうえ、別に定める期日までにつぎの書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学資金借用証書（様式第2号）
- (2) 住民票（抄本）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書

2. 連帯保証人は原則として奨学生本人の父母のいずれかとし、父母ともに不在の場合は親族の中から1名を選定するものとする。

本会が連帯保証人の差換、追加を求めた場合は遅滞なく履行しなければならない。

(届出および報告)

第 10 条 奨学生は、在学中または卒業後つぎの各号の一に該当する事実が発生したときは、連帯保証人と連署のうえ直ちに本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が、休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 奨学生本人または連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があったとき（様式第3号）
- (3) 奨学生は、前年度の学業成績証明書を毎年4月25日までに本会に提出しなければならない。

(奨学資金の辞退)

第 11 条 奨学生は、貸与期間中であっても、本会に申請し、いつでも奨学資金の貸与を辞退することができる。

(奨学資金貸与の停止および復活または継続)

第 12 条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を停止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (3) 休学したとき
- (4) 転学したとき
- (5) 学業成績証明書が提出されないとき
- (6) その他、奨学生として不適当であると認められるとき

2. 休学していた者が復学したときは、審査のうえ奨学資金の貸与を復活することができる。

補 則 転学したときは、再選考のうえ、奨学資金の貸与を継続することがある。

(奨学資金の返済)

第 13 条 奨学生は、奨学資金を卒業後 6 ヶ月据置き、貸与期間の 2 倍の期間内に原則として均等割をもって、本会に返済しなければならない。ただし、休学による貸与停止期間は、貸与期間に含めない。

2. 前項の規定による返済は、半年毎の年 2 回払いとし、預金口座振替を利用の場合は、毎年 7 月と 1 月、銀行振込を利用の場合は、毎年 6 月および 12 月に奨学生本人の責任により行うものとする。

3. 第 12 条の規定により奨学資金の貸与を停止されたとき、または貸与を辞退したときは、その翌月から貸与を受けた期間に相当する期間内に、原則として均等割をもって返済しなければならない。

4. 奨学資金はいつでも期間を繰り上げて返済することができる。

(債務の弁済の責任)

第 14 条 奨学生本人または連帯保証人が、6 ヶ月以上返済を延滞し、本会の指定した日までに、当該返済金の返済を行わないときは、民事訴訟法および民事執行法の定める請求手続きを行なうことがある。

(延滞利息)

第 15 条 本会は、奨学資金の返済を延滞したときは、延滞期間が 6 ヶ月を超えるごと

に、6 ヶ月について延滞額の 7 % 相当額の利息を徴収する。

(返済の猶予)

第 16 条 第 14 条および前条の規定にかかわらず、奨学生本人が奨学資金の返済猶予を申請し、本会がとくに相当の理由があると認めるときは、奨学資金の返済を猶予し、もしくは延滞利息を徴収しないことがある。

(返済の免除)

第 17 条 奨学生本人が死亡し返済が出来なくなったとき、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失したとき、あるいは本会がとくに相当の理由があると認めるときは、奨学資金の返済の全部または一部を免除することがある。

(規定の細目)

第 18 条 この規定について必要な細目は別に定める。

(規定の改廃)

第 19 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 平成 25 年 4 月 1 日、公益財団法人への移行に伴い、関係する項目を変更した。
2. 平成 29 年 3 月 28 日申請条件および貸与金額、その他関連する文言を改定した。